

## 鳥取県告示第380号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年7月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年5月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなの家

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

檜山 智秋

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市鹿野町鹿野2999-6

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、児童及びその保護者を対象に障害児を含む児童の健全育成を行う事業、高齢者を含む障害を持つ人とその家族を対象に生活支援を行う事業、また、障害の有無に関わらず地域住民に交流の場を提供する事業を行い、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。